

2. 個人住民税の年金特別徴収における仮徴収の廃止及び徴収方法の変更について

四国部会提出
説明担当 丸亀市

(理由)

現在、公的年金等所得に係る個人住民税については、原則として年金からの特別徴収となっているが、個人住民税の税額が確定するのが6月であるため、4月・6月・8月の年金天引きについては、前年度2月の年金天引き税額と同額を仮徴収している。

このため、仮徴収した税額が当該年度の確定税額を上回った場合、現行制度では、年金天引き額の即時変更や年金天引きの中止といった手続ができないことから、各月において還付金が発生し、その都度、納税義務者への還付請求手続をとらなければならない、還付を受ける納税義務者はもとより、事務処理手続上も、大変な手数をかけているのが現状である。

また、公的年金以外の所得については特別徴収ができないため、一部は納付書による普通徴収となることから、納税義務者が混乱するケースも多々見受けられる。

よって、国においては、今後、このような問題を解消するため、個人住民税の年金からの特別徴収については、仮徴収を廃止し、税額確定後に年金天引きを開始するか、または納税義務者が希望した場合、徴収方法の変更ができるなど制度を改正されるよう強く要望する。